

# 利根町温室効果ガス排出抑制実行計画（案）

（第4期）

（利根町役場エコ・オフィスプラン）



平成30年 月改定

利 根 町

# 目 次

## 利根町温室効果ガス排出抑制実行効果

第1章 計画策定の基本事項	1
第2章 地球温暖化問題と取組状況	2
1 温室効果ガス排出抑制実行計画策定の背景	2
（1）地球温暖化問題	2
（2）国際的な動きと国の対応	2
（3）温室効果ガスの種類と日本の排出実態	3
（4）実行計画策定の背景等	4
（5）実行計画策定による効果	4
（6）これまでの取組状況	5
2 温室効果ガスの総排出量に関する目標	7
（1）温室効果ガスの排出状況	7
第3章 具体的な取組	9
1 材やサービスの購入・使用に関する取組	11
（1）用紙類の使用	11
（2）水の使用	11
（3）エネルギーの使用	12
（4）廃棄物の発生抑制・リサイクル	14
（5）意識の啓発	15
2 庁舎などの管理等に関する取組	16
（1）管理段階	16
第4章 推進と点検・評価	19
1 推進・点検体制	19
2 職員研修の推進	20
3 計画の点検・評価の方法	20

## 資 料 編(基準年 平成27年度排出量)

1 温室効果ガス排出量算定に係る活動状況	23
2 CO <sub>2</sub> 換算温室効果ガス別月別排出量一覧表	24
3 CO <sub>2</sub> 換算温室効果ガス詳細別月別排出量一覧表	25
4 CO <sub>2</sub> 換算温室効果ガス活動別排出量一覧表	26

# 第1章 計画策定の基本事項

## 1 実行計画の目的

町は各種行政サービスの担い手であり、町内における大規模な事業者・消費者という側面を有しています。このため、町政運営にあたっては環境配慮行動を積極的に実行していく責務を有しており、町が率先して温室効果ガスの排出抑制等に取り組み、地球の温暖化対策の促進を図っていくことが必要です。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、法律という。）第21条に定める町の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する「実行計画」であり、平成24年10月に策定した「利根町温室効果ガス排出抑制実行計画（第3期）」を改定するものです。

本計画に基づき町が事業者・消費者として、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに町民・事業者の環境保全に配慮した自主的な取り組みを促進することを目的としています。

## 2 実行計画の対象とする事務・事業の範囲

実行計画における対象は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。地球温暖化対策に関する基本方針においては、「地方公共団体の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等も含まれる」とされています。また、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することとされています。

## 3 対象とする組織、施設等の範囲

実行計画に盛り込まれる各種の取組事項がどこまで実施されるのかを明らかにしておくことが大切です。実行計画では、すべての事務・事業を対象とするため、出先機関を含めた、すべての組織や施設が対象となります。

## 4 基準年の設定等について

温室効果ガスの総排出量の目標を定める上で基準年は、平成27年度とします。計画の期間は、平成29年度から平成33年度（2021）の5年間とします。

## 第2章 地球温暖化問題と取組状況

### 1 温室効果ガス排出抑制実行計画策定の背景

#### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化の主要な8つのリスク

- ① 海面上昇、沿岸での高潮被害など
- ② 大都市部への洪水による被害
- ③ 極端な気象現象によるインフラ等の機能停止
- ④ 熱波による、特に都市部の脆弱な層における死亡や疾病
- ⑤ 気温上昇、干ばつ等による食料安全保障が脅かされる
- ⑥ 水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失
- ⑦ 沿岸海域における生計に重要な海洋生態系の損失
- ⑧ 陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失

#### (2) 国際的な動きと国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、平成4年に国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化されることを目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同条約に基づき平成7年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

また、平成9年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進国の拘束力のある削減目標（平成20年～平成24年の5年間で平成2年に比べて△日本6%、米国△7%、EU△8%など）を規定した「京都議定書」に合意することに成功し、世界全体では温室効果ガス排出削減の大きな一歩を踏み出しました。

更に平成27年にフランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する平成32年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。これを受けて国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づいて、平成28年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。「地球温暖化対策計画」では、平成42年（2030）における温室効果ガス排出量を平成25年度比で26%削減することを目標としています。そのうち、「業務その他部門」については約40%削減とする特に高い目標が掲げられています。

### (3) 温室効果ガスの種類と日本の排出実態

平成 28 年度の温室効果ガスの総排出量（各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数（GWP）を乗じ、それらを合算したもの）は、二酸化炭素換算で 13 億 2230 万トンであり、京都議定書の規定による基準年（平成 2 年。ただし、HFCs, PFCs, SF6）の総排出量 12 億 7,300 万トンから 3.9%の増加となっています。

また、前年度（平成 27 年）と比べると 0.1%（140 万トン）の減少となっています。

**表 温室効果ガスの種類**

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の 9 割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど。
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋め立てからも 2~3 割を占める。	飼料の改良、糞尿の処理方法の改善、埋立量の削減など。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改良など。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変圧設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等。 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等。

注：主な対策は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含む。

**表 各温室効果ガスの排出量の推移**

(百万トンCO<sub>2</sub>換算, 環境省資料)

	GWP	基準年	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
二酸化炭素	1	1,162	1,300	1,316	1,269	1,227	1,222
メタン	25	44.2	33.0	32.7	32.1	31.3	30.7
一酸化二窒素	298	31.5	21.4	21.4	20.9	20.8	20.6
ハイドロフルオロカーボン	HFC-134a: 1,430 等	15.9	29.3	32.1	35.8	39.2	43.3
パーフルオロカーボン	PFC-14: 7,390 等	6.5	3.4	3.3	3.4	3.3	3.4
六フッ化硫黄	22,800	12.9	2.2	2.1	2.1	2.1	2.3
計		1,273.0	1,389.3	1,407.6	1,363.3	1,323.7	1,322.3

#### (4) 実行計画策定の背景等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「法」という。)第21条に基づき都道府県及び市町村は、パリ協定の目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画(以下、「実行計画」という。)を策定するものとされています。

また、同条8項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は、変更したときは、遅滞なくこれを公表し、同条第10項に基づき、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)を公表しなければならないとされています。

##### 参考：地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

#### (5) 実行計画策定による効果

実行計画の策定による効果は、以下のように考えることができます。

##### ①地域の足下からの温室効果ガスの排出抑制

本庁は、町の中では職員数や事業量などからみて、きわめて規模の大きい経済主体となっています。このため、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することができます。

##### ②グリーン調達の推進

実行計画には、低公害車、低燃費車や太陽光等の自然エネルギーの導入といった温室効果ガス排出抑制のための措置に関する目標が盛り込まれます。すべての都道府県や市町村が具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、政府の取組と相まって日本全体としてみると、大きなマーケットを創出することができます。

### ③事務経費の削減

紙，電気，水の使用量，廃棄物の発生量などを抑制することは，事務経費の削減にもつながります。実行計画の策定や実施は，地球温暖化防止の効果と経済効果を同時に達成する取組です。

### ④温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

地方公共団体には，事業者や住民に身近な公共セクターとして，地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行うことが期待されています。自ら対策に取組ことを通じて，対策実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され，具体例を含め，事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができるようになります。

## (6) これまでの取組状況

利根町では平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間を計画期間とする「利根町温室効果ガス排出抑制実行計画」（以下，「第 1 期計画」という。）を平成 14 年 3 月に策定し，その後，平成 19 年 12 月に平成 19 年度から平成 23 年度を計画期間とする第 2 期計画を策定し，平成 24 年 10 月に平成 24 年度から平成 28 年度を計画期間とする第 3 期計画を策定して，さまざまな取り組みを実施することにより温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。

第 1 期計画では，平成 12 年度を基準年度として平成 18 年度までに 4%（76 t - CO<sub>2</sub>）削減することを目標としており，平成 14 年度から平成 18 年度までの取り組みにより，基準年度と比べて平成 17 年度では，8.6%（165 t - CO<sub>2</sub>）の削減となっております。

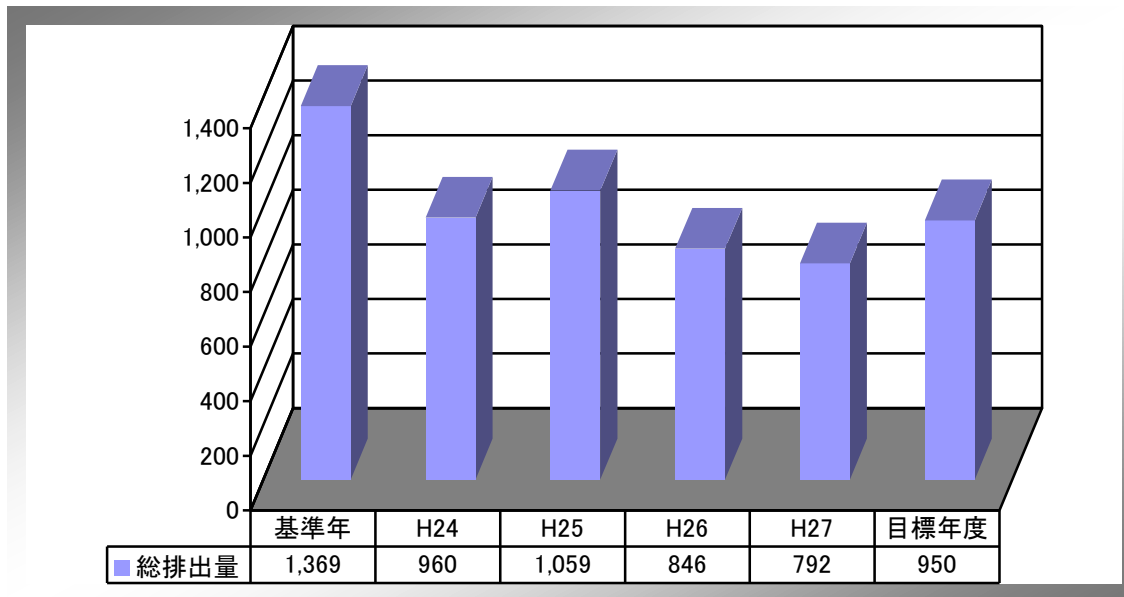
第 2 期計画では，平成 17 年度を基準年度として平成 23 年度までに 4%（76 t - CO<sub>2</sub>）削減することを目標としており，平成 19 年度から平成 23 年度までの取り組みにより，基準年度と比べて平成 23 年度では，29.2%（510 t - CO<sub>2</sub>）の削減となっております。

第 3 期計画では，平成 22 年度を基準年度として平成 28 年度までに 4%（55 t - CO<sub>2</sub>）削減することを目標としており，平成 24 年度から平成 28 年度までの取り組みにより，基準年度と比べて平成 28 年度では，基準年度と比べて 30.6%（419 t - CO<sub>2</sub>）の削減となっております。（表－1，図－1 参照）

表－1 平成 24 年度から平成 28 年度までの排出量の推移 [単位：トン-CO<sub>2</sub>]

	基準年度 H22 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	目標年度 H28 年度
総排出量	1, 3 6 9	9 6 0	1, 0 5 9	8 4 6	7 9 2	9 5 0
基準年度からの削減量		△ 4 0 9	△ 3 1 0	△ 5 2 3	△ 5 7 7	△ 4 1 9
基準年度からの削減率		△29.9%	△22.6%	△38.2%	△42.1%	△30.6%

図－1 平成 24 年度から平成 28 年度までの排出量の推移





## 2 温室効果ガスの総排出量に関する目標

### (1) 温室効果ガスの排出状況

町の事務及び事業における温室効果ガスの活動量は以下のとおりです。

温室効果ガス排出量算定に係る活動量

【平成27年度：基準年】

調査項目		単位	活動量	
燃料 使用量	ガソリン	リットル	25,916	
	灯油	リットル	41,142	
	軽油	リットル	3,381	
	液化石油ガス（LPG）	kg	11,892	
	都市ガス	m <sup>3</sup>	—	
電気使用量（一般電気事業者）		kWh	1,509,268	
自動車 の 走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	175,018
		軽自動車	km	51,708
		普通貨物車	km	0
		小型貨物車	km	43,683
		軽貨物車	km	0
		特殊用途車	km	40,415
	軽油	普通・小型乗用車	km	—
		普通貨物車	km	14,029
		特殊用途車	km	10,879
HFC-134a	封入カーエアコンの使用 （年間）	台	—	

平成 27 年度の活動量から、「温室効果ガス排出量の算定支援システム」（平成 28 年 3 月，環境庁）により温室効果ガスの排出量を算定すると，792.5 トンの排出量でした。

ガス別では，二酸化炭素の排出が 789.6 トンで，全体の 99.6%を占めています。その他にはメタンや一酸化二窒素の排出がありました。

表 温室効果ガスの排出量（総括）

単位：t-CO<sub>2</sub>

温暖化ガス別	年間排出量
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	789.6
メタン (CH <sub>4</sub> )	0.1
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	2.8
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0
パーフルオロカーボン (PFC)	0
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	0
計	792.5

活動別の温室効果ガス（二酸化炭素換算）の排出量

表 温室効果ガスの排出量（活動別）

単位：t-CO<sub>2</sub>

登録項目別		年間	
燃料 使用 量	ガソリン	60.2	
	灯油	102.4	
	軽油	8.7	
	液化石油ガス (LPG)	35.7	
	都市ガス	—	
電気使用量（一般電気事業者）		582.6	
自動車 の 走行 量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	1.6
		軽自動車	0.3
		普通貨物車	0
		小型貨物車	0.3
		軽貨物車	0
		特殊用途車	0.5
	軽油	普通・小型乗用車	0
		普通貨物車	0.1
		特殊用途車	0.1
HFC-134a・カーエアコンの使用分（年間）		0	

## 第3章 具体的な取組

### ○温室効果ガス総排出量の削減取組内容

平成33年度（2021）までに年間の温室効果ガスの排出量を4%削減する。  
（平成27年度比）

基本的には行政活動すべてから排出される温室効果ガスの量を、平成27年に比べて4%削減します。

なお、職員一人一人の取組の努力によって削減可能なものであり、施設の新設（増改築）にかかる温室効果ガスの排出の増加分は見込まないものとしますが、地球温暖化防止の観点から、全体として4%以上の削減とするように努めます。

### ○活動別削減取組目標（平成33年度目標（2021））

用紙類（コピー用紙、プリンター用紙）の使用量を5%削減する。（平成27年度比）

コピー用紙購入枚数 2,744,000枚 → 2,606,800枚

コピー機カウンター数 945,294枚 → 898,000枚

コピー用紙の削減は、137,200枚であり、年間稼働日数230日、職員168人として、一人一日あたり3.6枚のコピーを減らします。

カウンターの使用料が減少すれば、それだけ電気使用料（使用時1,450w、通常待機時188w）の削減にもつながります。

上水道使用量を3%削減する。（平成27年度比）

水道使用量 26,330 m<sup>3</sup> → 25,540 m<sup>3</sup>

役場庁舎内では、年間622 m<sup>3</sup>の水を使用しており（地下水の利用を除く）、年間稼働日数230日、職員137人として、一人が一日に使用している19.7リットルのうち0.6リットル減らします。

その他、使用料の多い施設については、節水対策の徹底を図ります。

電気使用量を4%削減する。（平成27年度比）

電気使用料の最も少ない月が5月で84,821kwhであり、冷暖房を除いたベースと考えると、全体の使用料1,509,268kwhから1,017,852kwh（ベースの12か月分）を除いた491,416kwhが年間の電気による冷暖房費と見込まれ、室温の設定を冷房時は1℃上げ、暖房時は1℃下げると、電気使用量全体の3.2%を削減できます。

再生可能エネルギー導入事業により、太陽光パネル及び蓄電池を導入し、余剰

電力を活用して施設電力量のピークカットを図り、電気量の削減を図ります。  
太陽光パネル 20kw、蓄電池 19.2kw の容量で、年間 21,040kwh の電力が削減されます。

パソコン、コピー機などOA機器は、エネルギースターマークのついた製品とすることによって、消費電力、待機時消費電力を削減することができます。

燃料使用量（エネルギー供給設備等）を前年度マイナスとする。

液化石油ガス（プロパンガス）	11,892 kg	→	前年度比マイナス
灯油	41,142 kg	→	前年度比マイナス

灯油については、暖房用としての使用がほとんどであり、室温を管理することによって、消費電力、待機時消費電力を削減することができます。

公用車燃料使用量を4%削減する。（平成27年度比）

すべての公用車で年間約34万km走っており、対前年度比マイナスとしていきます。

40km走行ごとに1回、5分間休憩しアイドリングをした場合としない場合で1万km走行した場合、16.25リットルの差がでてきます。また、10kgの無駄な荷物を積んだ場合でも1.5リットルの差がでます。

廃棄物の量を3%削減する。

廃棄物の量 512 m<sup>3</sup> → 497 m<sup>3</sup>  
(ごみ袋の使用枚数 24,400 枚 × 1枚当りの容量 30リットル × 70%)

廃棄物の量は、紙のリサイクルの徹底を図った結果、減少しています。  
引き続き、紙のリサイクルなどにより、削減を図ります。

# 1 材やサービスの購入・使用に関する取組

## (1) 用紙類の使用

用紙類（コピー用紙，プリンター用紙）の使用量を5%削減する。（平成27年度比）		
コピー用紙購入枚数	2,744,000枚	→ 2,606,800枚
コピー機カウンター数	945,294枚	→ 898,000枚

### ①紙製品等の購入・使用

- ・事務用紙製品等は，古紙配合率が高く，白色度の低いものを購入します。
- ・使用後にリサイクルが可能な製品（プラスチックやビニールなどにより特殊コーティングや特殊加工していないもの）を購入します。

### ②文書・資料の作成等

- ・文書・資料を作成する際は，A4版1枚程度の簡潔な文書・資料の作成を目指します。
- ・コピーの使用について  
コピーを始める前にリセットするなど，ミスコピーをしないように留意します。両面印刷・両面コピーに努めます。また，縮小版についても積極的に活用します。ミスコピー用紙の裏面をコピー用紙やメモ用紙として再利用に努めます。コピー枚数を月ごとに把握し，前月比，前年同月比を下回るように努めます。20枚以上の場合は，印刷機を使用します。

### ③刊行物等の作成・委託について

- ・仕様について  
古紙配合率は高く，白色度は低いものとします。  
リサイクルのため，刊行物の表紙にはフィルム加工をしません。  
表面塗工（コーティング）の度合いの少ない用紙を使用します。  
印刷物は必要最低限の部数を作成します。

### ④紙製品のリサイクル・廃棄

- ・紙製品の再利用に努めます。
- ・金具やホチキス針をはずすことを徹底します。

## (2) 水の使用

上水道使用量を3%削減する。（平成27年度比）	
水道使用量	26,330 m <sup>3</sup> → 25,540 m <sup>3</sup>

### ①節水の推進

- ・水の有効利用を図るとともに、節水に努めます。  
水道水は、こまめに止めます。  
公用車の洗車の際など、節水に努めます。
- ・漏水の定期点検に努めます。

## (3) エネルギーの使用

### 1) 電気

電気使用量を4%削減する。(平成27年度比)

電気使用量 1,509,268kwh → 1,448,900kwh

### ①OA機器等の購入・使用

- ・パソコン、プリンター、コピー機やその他の電気製品について「省エネ性マーク」のついた電力消費のより少ない機器などを優先的に購入します。
- ・電力を消費する機器を使用しないときは、機器の機能に支障のない範囲でこまめに電源を切ります。昼休みのコピー機、プリンター等の電源は業務に支障の無い範囲で切断します。
- ・最終使用者がOA機器等の電源を切ります。最終退庁者は、電源が切れていることを確認します。

### ②エレベーター使用の自粛

- ・職員は階段を利用します。

### ③照明の使用

- ・昼休み時は、業務に支障の無い範囲で消灯に努めます。
- ・湯沸し所やトイレなどでは、不要な照明はこまめに消灯します。その他の室内においても、直射日光による夏期の室温上昇を避けうる範囲で昼光利用に努め、照明器具は消灯します。
- ・事務の見直し、効率的な執行、ノー残業デーの導入により、残業の削減を図ります。
- ・残業時は、事務に支障のない範囲で事務室内の消灯を徹底します。

### ④空調設備の使用、室内温度の適正管理

- ・冷房時28℃、暖房時20℃を目安とします。このため夏場のネクタイ使用を可能な限りやめます。
- ・夏期はブラインドなどにより、日光を遮るとともに、冬季においては自然光を積極的に取り入れ、室温を調節します。

## 2) 燃料

燃料使用量（エネルギー供給設備等）を前年度マイナスとする		
液化石油ガス（プロパンガス）	11,892 kg	→ 前年度比マイナス
灯油	41,142 ℓ	→ 前年度比マイナス

### ①空調設備の使用，室内温度の適正管理

- ・冷房時 28℃，暖房時 20℃を目安とします。このため，夏場のネクタイ使用を可能な限りやめます。
- ・夏期はブラインドなどにより，日射を遮るとともに，冬季においては自然光を積極的に取り入れ，室温を調節します。

### ②給湯設備使用の適正化

- ・給湯機器を長時間使用しない場合は，火種を消します。
- ・給湯機器の適正な温度設定を行い，必要以上に高い温度での使用をやめます。

## 3) 公用車燃料

公用車燃料使用量を 3%削減する（平成 27 年度比）		
ガソリン	25,916 ℓ	→ 25,100 ℓ
軽油	3,381 ℓ	→ 3,280 ℓ

### ①公用車の調達

- ・環境にやさしい自動車の購入を促進します。購入にあたっては，低排出車として認定（国土交通省）された中から選択します。
- ・低公害車やハイブリッドカーなどの導入に努めます。

### ②公用車の適正利用

- ・自動車使用の削減について  
公用車の走行距離は，前年度以下となるよう努めます。  
近距離移動は自転車を活用します。
- ・運行・整備について  
アイドリングや急なアクセルの踏み込み，空ぶかしをやめます。  
経済的な速度で運転します。  
相乗り心がけ，不要な荷物はトランクに積みません。  
エアコンはこまめに調整します。  
タイヤや空気圧調整，黒煙排出状況の点検など，車両整備を適切に実施します。

#### (4) 廃棄物の発生抑制・リサイクル

廃棄物の量を3%削減する。(平成27年度比)

廃棄物の量 512 m<sup>3</sup> → 497 m<sup>3</sup>

(ごみ袋の使用枚数 24,400 枚×1枚当りの容量 30ℓ×70%)

##### ①物品の購入

- ・エコマークやグリーンマークなどのついた製品の購入，グリーン購入ネットワークが紹介している製品の購入に努めるとともに，製品の購入，廃棄の段階において環境汚染を引き起こすことのないようにします。
- ・廃棄物の発生抑制について  
耐久性が高く，修理により長期間利用できる製品を優先的に購入します。  
容器や包装物を使い捨ての製品は購入しません。
- ・ボールペン，プリンターのトナーカートリッジなどの消耗品は，ケース等が繰り返し使用でき，詰め替えできるものを優先的に購入します。
- ・再生品を優先して購入します。
- ・購入する製品や商品の包装は，できる限り簡易包装を求めます。
- ・使用後に分解して部品の再利用や素材のリサイクルがしやすいように設計されている製品を優先的に購入します。
- ・冷蔵庫の購入にあたっては，フロン，代替フロン等を使用しない冷蔵庫を購入するよう努めます。

##### ②物品の使用・管理

- ・備品類，機器類に不具合を生じた場合は，修理・補修により長期間使用します。
- ・不要になった備品類は，他の課等での再使用に努めます。

##### ③物品の廃棄

- ・廃棄物の管理について  
公用車や備品類，機器類を廃棄する場合は，最終処分までの廃棄物の処理方法の確認など，廃棄物排出者として必要な措置を講じます。  
調理くずや食べ残したものの排水への混入を防止します。
- ・リサイクルの推進について  
金属，紙等の種類ごとにごみの分別を徹底します。  
紙を廃棄する場合は，金具やホチキス針をはずすことを徹底します。  
トナーカートリッジの回収と同様に，物品購入者にリサイクルを要請します。



- ・フロンの処理について

代替フロン回収率 100%，フロン回収率 100%を目指します。

エアコン，カーエアコンなどのフロン等オゾン層破壊物質が使用されているものを廃棄する場合には，処理が適切にできる事業者処分に依頼します。

(5) 意識の啓発

①環境保全意識の普及・啓発

- ・環境保全意識の高揚に努めます。

「本計画」の徹底に努めます。

- ・講演会などで使用する資料等は，環境に配慮したものとするなど，行事全体が環境に配慮した内容となるように努めます。共催，後援などの場合も，その旨協力を求めます。

## 2 庁舎などの管理等に関する取組

### (1) 管理段階

①エレベーターの利用状況に応じた運転を行うほか、階段の使用に努めます。

### ②照明の管理

- ・照明機器は、省電力タイプの電球を使用します。
- ・屋内照明は、自然光を取り入れるとともに、不要となった照明はゾーニングにより消灯を図ります。
- ・屋外照明は、安全の確保に支障のない範囲で消灯，ライトダウンに努めます。

### ③空調設備の管理

- ・室内温度は、冷房時 28 度 C，暖房時 20 度 C を目途とします。
- ・熱効率の良い機器へと機能更新を進めます。

### ④水の管理

- ・節水機器を導入し，水道使用料の低減に努めます。
- ・漏水の定期点検を行なうなど，漏水の防止に努めます。

### ⑤代替フロン等の管理

- ・代替フロン等がもれることの内容定期的な設備の点検に努めます。

### ⑥緑化の推進

- ・敷地内の緑化に努めます。

別表 再生品利用ガイド

1 事務用紙製品

コピー用紙	古紙配合率	100%
	白色度	70%程度以下
OA紙	古紙配合率	50%以上

2 紙製事務用品

封筒（白）	古紙配合率	70%以上
封筒（色付き）	古紙配合率	50%以上
封筒クラフト	古紙配合率	100%
ノート	古紙配合率	70%以上
	白色度	70%程度以下
付箋紙	古紙配合率	70%以上
ボックスファイル	古紙配合率	70%以上
事務用ファイル	古紙配合率	70%以上
フォルダー	古紙配合率	50%以上
文書保存箱	古紙配合率	50%以上
クロス表紙	古紙配合率	50%以上

3 印刷物

報告書類	古紙配合率	70%以上（表紙，本文とも）
	白色度	70%程度以下（本文）
広報誌類	古紙配合率	40%以上
パンフレット類（多色 刷り，写真使用のもの）	古紙配合率	40%以上（表紙，本文とも）
パンフレット類（上記 以外のもの）	古紙配合率	70%以上
ポスター類	古紙配合率	40%以上
各種証明書類	古紙配合率	50%以上
帳票類	古紙配合率	50%以上
カレンダー	古紙配合率	40%以上
カルテ	古紙配合率	70%以上
	白色度	70%程度以下

4 衛生用紙

トイレットペーパー	古紙配合率	100%
ティッシュペーパー	古紙配合率	100%
ペーパータオル	古紙配合率	100%

## 環境ラベル

ラベル	種別【運営団体】	概要・特色
	グリーン購入法ガイドライン 【環境省】	環境省が国や自治体で維持するグリーン購入について規定した法律。一般企業も努力するよう記載されている。認定機関はなし。
	エコマーク 【(財)日本環境協会】	ISO タイプ環境ラベル(第三者認定)規格(ISO14024)に準拠する我が国唯一の制度。様々な環境影響をライフサイクル全体に亘って考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定。
	国際エネルギースタープログラム 【経済産業省】	パソコンなどのオフィス機器の待機時における消費電力に着目した制度。米国、日本等が協力して実施している国際的な制度。(日米で同一の基準を採用)
	省エネラベリング制度 【経済産業省】	機器使用時のエネルギー消費効率に着目。省エネ法に基づく省エネ基準をどの程度達成しているかをマークで表示する制度。JIS規格(JISC9901)の規定に基づき事業者が自主的に表示(通常省エネ性マークの色は橙色、省エネ基準を達成している場合はマークを緑色で表示可能)
	PC グリーンマーク 〔社団法人電子情報技術産業協会〕	パソコン及びディスプレイの設計・製造からリユース・リサイクルに至るまでの環境負荷を包括的に考慮。協会が「PC グリーンラベル基準項目」を設定し、この基準をクリアしたパソコンに表示。
	間伐材マーク 〔全国森林組合連合会〕	間伐材を用いた製品に表示。間伐の推進及び間伐材の利用促進の重要性をPRする。
	再生紙使用マーク 〔ごみ減量化推進国民会議〕	紙・紙製品等の古紙使用状況に着目。古紙配合率を示す自主的なマーク。Rの後の数字は古紙配合率を表す。
	グリーンマーク 〔(財)日本古紙再生促進センター〕	古紙を原料とした紙製品の利用拡大(=古紙の再生利用の意義の確認)と自然環境の保護(=社会環境緑化の推進)を図る。
	非木材紙マーク 〔非木材紙普及協会〕	非木材パルプを使用した紙製品を表示認定し、森林保護・育成の観点から草類や海藻などを活用して製品の普及・発展に努めることが目的
	ツリーフリーマーク 〔(財)日本環境財団〕	非木材紙原料使用の紙・紙製品の普及が目的。非木材パルプが使用されている用紙に表示。
	PET ボトルリサイクル推奨マーク 〔PET ボトル協議会〕	PET ボトルリサイクル品(再生処理フレーク、ペレット)の使用に着目。PET ボトルをリサイクルした商品つけられるマーク
	FSC 森林認定証 〔森林管理協議会〕	製品に使用されている木質材料(木材や紙など)が、適切に管理された森林から合法的に伐り出されたものであることを証明するマーク。

## 第4章 推進と点検・評価

### 1 推進・点検体制

- ・ 実行計画の推進を図るため、各課等に推進員をおき、各課等における実施状況の把握、点検、評価などを行います。
- ・ 推進員は、統括責任者（環境対策課長）に取組状況等の報告を行います。
- ・ 実行計画策定委員会は、取組状況の評価等を行います。

図 推進・点検体制図

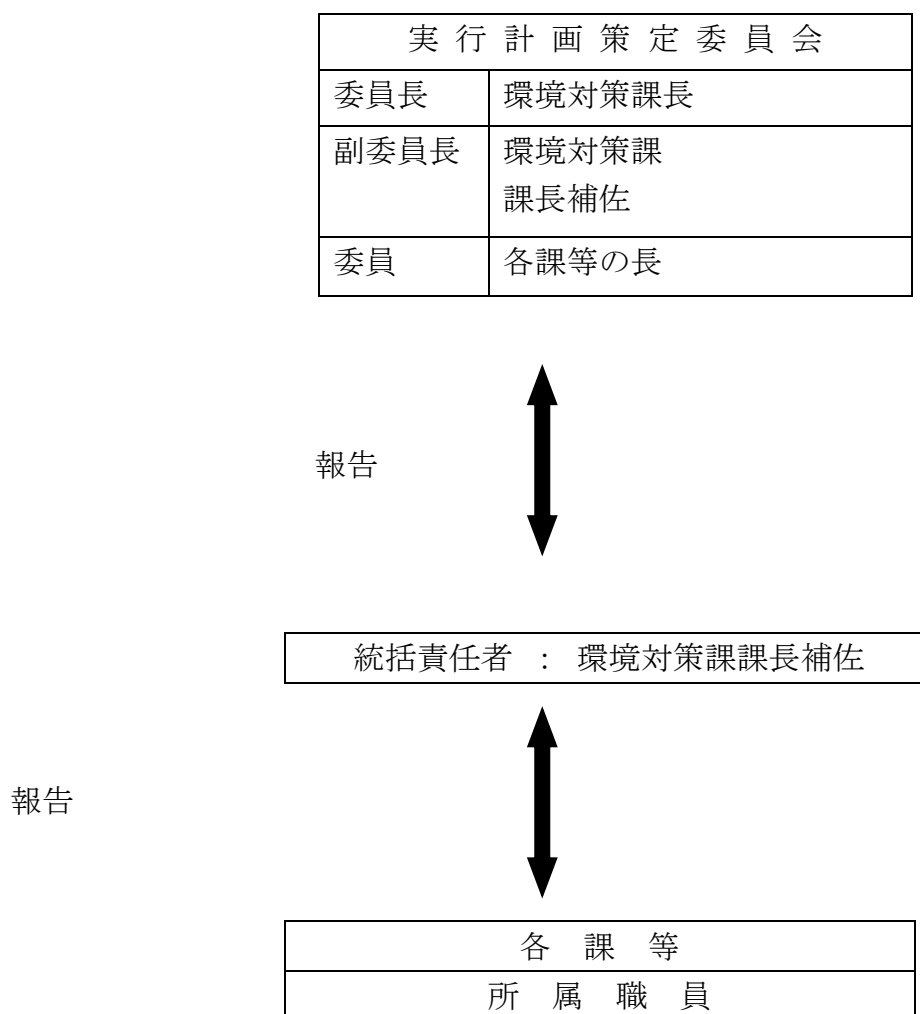
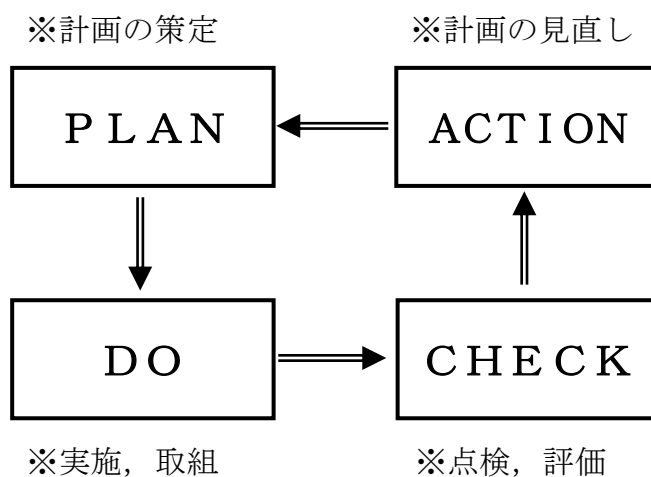


図 マネジメントサイクル



## 2 職員研修の推進

- ・職員对环境に対する意識向上に努めます。

## 3 計画の点検・評価の方法

- ・温室効果ガス排出抑制への取組状況の評価結果については、「利根町温室効果ガス排出抑制取組状況報告」を毎年とりまとめ、公表します。
- ・取組状況の点検については、「温室効果ガス排出量算出のための活動量報告書」及び「温室効果ガス排出抑制取組状況チェックリスト」により、定期的かつ一斉に行います。
- ・各課等ごとに対前年の環境負荷の低減を進めるため、増加が見込まれる課等では、具体的な対応策を進めます。

所 属 \_\_\_\_\_  
 記入者名 \_\_\_\_\_

表 温室効果ガス排出量算出のための活動量報告書

調査項目		単位	月	月	月	前年同期比
燃料 使用量	ガソリン	ℓ				
	灯油	ℓ				
	軽油	ℓ				
	液化石油ガス (LPG)	kg				
	都市ガス	m <sup>3</sup>				
電気使用量 (一般電気事業者)		kWh				
自動車 の 走行量	ガ ソ リ ン ・ L P G	普通・小型乗用車	km			
		軽自動車	km			
		普通貨物車	km			
		小型貨物車	km			
		軽貨物車	km			
		特殊用途車	km			
	軽 油	普通・小型乗用車	km			
		普通貨物車	km			
		特殊用途車	km			
HFC-134a	封入カーエアコン の使用(年間)	台				
コピー用紙購入枚数	A4	枚				
	A3	枚				
	B4	枚				
コピー機カウンター数		枚				
水道使用量		m <sup>3</sup>				

- ※ この様式に記入する人は、推進員とする。
- ※ 四半期ごとにデータを収集し、統括責任者(環境対策課長)へ提出する。
- ※ 提出は、四半期の終了した翌月の末日を締め切りとする。

表 地球温暖化対策実施状況チェックリスト

所属 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

22

区分	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
用紙類の使用	①事務用品のエコマーク等製品購入の推進													
	②会議等資料の削減													
	③リサイクルの徹底													
	④コピー機等リセットボタンの徹底													
	⑤両面コピーの徹底													
	⑥金具やホッチキス針を紙から外す													
水の使用	⑦節水に努めているか													
エネルギーの使用	⑧OA機器の電源切断 (退庁時や長時間使用しない時)													
	⑨エレベーター使用の自粛(階段の使用)													
	⑩昼休みの消灯(業務に支障の無い範囲で)													
	⑪ノー残業デーの遵守													
	⑫冷房時28℃, 暖房時20℃, 自然光・風の活用													
	⑬公用車の経済的な速度での運転													
	⑭アイドリングストップをする.急発進しない													
総合判断	⑮環境に配慮した行動													

※記入は毎月末に行う。やむを得ない場合は、翌月当初に行うものとする。

※評価は次のとおりとする。…………… A: おおむね実施した B: 実施した割合が多い C: たまに実施できた D: ほとんど実施できなかった  
—: 該当しない(対象となる活動がなかった)



# 資 料 編

(基準年 平成 2 7 年度排出量)

# 1.温室効果ガス排出量算定に係る活動状況

調査項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
燃料 使用料	ガソリン	リットル	2,133.93	2,385.39	2,511.39	2,567.51	2,084.52	1,842.31	2,485.27	2,172.90	2,056.85	1,630.97	2,014.47	2,030.25	25,915.76	
	灯油	リットル	2,552	2,096	2,503	1,496	175	2,771	3,251	380	6,259	4,813	7,377	7,469	41,142	
	軽油	リットル	172.00	301.10	275.77	478.91	336.71	371.80	404.67	167.00	180.70	199.51	135.50	357.69	3,381.36	
	液化石油ガス(LPG)	kg	1,427.79	1,160.12	1,117.23	312.23	417.34	894.90	1,088.90	1,230.23	773.45	1,472.34	1,438.12	559.56	11,892.21	
	都市ガス	立米	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気使用量(一般電気事業者)		kWh	95,901	84,821	124,165	147,520	149,674	124,049	95,743	104,527	131,012	147,776	157,360	146,720	1,509,268	
自動車 の走行 量	ガ ソ リ ン ・ L P G	普通・小型乗用車	km	16,188	20,901	19,043	17,938	11,139	10,838	17,504	15,605	9,785	11,861	12,891	11,325	175,018
		軽自動車	km	4,346	4,429	4,760	4,611	3,608	4,275	4,535	4,480	4,237	3,413	4,404	4,610	51,708
		普通貨物車	km	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小型貨物車	km	3,369	3,352	4,422	3,748	4,387	3,548	4,146	3,366	3,390	2,800	3,539	3,616	43,683
		軽貨物車	km	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特殊用途車	km	3,518	2,996	3,669	3,654	3,490	3,180	3,493	3,162	3,175	3,115	3,329	3,634	40,415	
	軽 油	普通・小型乗用車	km	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		普通貨物車	km	813	1,440	1,546	1,330	1,224	1,508	1,374	819	1,064	726	456	1,729	14,029
		特殊用途車	km	1,168	929	1,019	814	711	904	1,117	644	1,051	805	859	858	10,879
HFC-134a	封入カーエアコンの使用(年間)	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
コピー用紙購入枚数	A4	枚	187,500	250,000	52,500	305,000	0	297,500	2,500	320,000	85,000	305,000	190,000	322,500	2,317,500	
	A3	枚	37,500	0	0	6,500	0	2,500	5,000	5,000	22,500	25,000	5,000	12,500	121,500	
	B4	枚	87,500	0	0	7,500	0	10,000	12,500	32,500	50,000	40,000	22,500	42,500	305,000	
コピー機カウンター数		枚	78,721	104,718	79,322	65,624	73,096	77,207	75,953	87,562	60,243	74,939	74,129	93,780	945,294	
水道使用量		立米	2,496	2,139	2,268	2,481	1,285	2,062	1,954	2,504	2,247	2,046	2,325	2,523	26,330	

## 2. CO2換算温室効果ガス別年度別排出量一覧表(月別) 単位:kg-CO2

温暖化 ガス別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
CO2	53,052	47,754	64,053	68,802	65,171	62,703	55,132	50,459	73,714	77,741	88,446	82,544	789,571
CH4	9	9	10	9	8	7	9	8	7	7	8	8	99
N2O	253	291	294	275	209	203	274	241	191	196	219	216	2,862
HFC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PFC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SF6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	53,314	48,054	64,357	69,086	65,388	62,913	55,415	50,708	73,912	77,944	88,673	82,768	792,532



#### 4. CO2換算温室効果ガス活動別排出量一覧表

単位: kg-CO2

調査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
燃 料 使 用 量	ガソリン	4,954	5,538	5,831	5,961	4,840	4,277	5,770	5,045	4,775	3,787	4,677	4,714	60,169	
	灯油	6,353	5,218	6,231	3,724	436	6,898	8,093	946	15,582	11,982	18,365	18,594	102,422	
	軽油	445	778	713	1,238	870	961	1,046	432	467	516	350	925	8,741	
	液化石油 ガス(LPG)	4,282	3,479	3,350	936	1,252	2,684	3,265	3,689	2,319	4,415	4,313	1,676	35,660	
	都市ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気使用料 (一般電気事業者)		37,018	32,741	47,928	56,943	57,774	47,883	36,957	40,347	50,571	57,042	60,741	56,634	582,579	
自 動 車 の 走 行 量	ガ ソ リ ン ・ L P G	普通・小型 乗用車	149	192	175	165	102	100	161	144	90	109	119	104	1,610
		軽自動車	31	31	33	32	25	30	32	31	30	24	31	32	362
		普通貨物車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小型貨物車	28	28	37	31	37	30	35	28	28	23	30	30	365
		軽貨物車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特殊用途車	41	35	43	42	40	37	40	37	37	36	39	42	469
	軽 油	普通・小型 乗用車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		普通貨物車	4	7	7	6	6	7	6	4	5	3	2	8	65
		特殊用途車	9	7	8	7	6	7	9	5	8	6	7	7	86
	HFC- 134a	封入カーエアコ ンの使用(年間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0